

土地改良区の Q&A

2020年5月14日

水土里ネット 大井川土地改良区

〒427-0042 静岡県島田市中心町 30 番 2 号

電話 0547-37-7151

FAX 0547-37-1220



<http://www.ooigawa-yousui.jp>

賦課金ってなに？

【質問】 賦課金(ふかきん)ってなに？

【回答】

土地改良区は定款の定めにより、農業水利施設の維持管理に必要な経費として組合員に賦課し、金銭を徴収します。その金銭を賦課金といいます。

賦課金は水道料金のような、いわゆる水代ではなく、用水を各地区に配分するため(そのために土地改良施設を維持管理する)に使われる負担金です。

そのため、用水の使用量にかかわらず、農地の面積に応じた金額を徴収することになります。

【質問】 耕作していない農地でも賦課金を払わなければいけないの？

【回答】

賦課金は土地改良事業の受益地域に賦課されるもので、当該農地が土地改良事業の効果を受けられる状態にある場合、賦課金をご負担いただく必要があります。

農地を宅地や道路などへ転用し、土地改良事業の効果を受けられなくなった場合には、決済金を納入することで地区除外をすることができます。